

生徒心得

高校時代は人生の中で、人間形成の基礎を築き、将来の進路を定める大切な時期です。学習に励み、集団生活から好ましい人間関係を学び、自己を鍛え、幅広い社会性を身につける大切な時期です。他を認め自己を生かし、真の自由を理解し、お互いが納得できる有意義な高校生活を送るために、目的を明確にし、その達成を目指して競い合い、励まし合う場となるように心掛けなければなりません。

1 高校生としての心構え

高校生という立場は、すでに社会の一員であるという認識が必要です。次代を担う若者として期待感があります。高校生として、また社会の一員としてどうあるべきかを十分に考えて責任ある行動をしなければなりません。

【心構え】

- ① 集団の一員であることを自覚し、何事にも協力を惜しまない。
- ② 日々の学習を怠らず、規則正しい生活を心掛け、余暇の活用を図る。
- ③ どのようなときでも善悪の判断を正しく行う。
- ④ 交友は相互の人格を尊重し、互いに良友となるように心掛ける。また交際は、互いに理性ある友人としての認識を持つ。
- ⑤ 登下校の際には交通道徳を遵守し、危険の防止に万全を期す。
- ⑥ 校外における言動・態度・服装は高校生としての節度を保ち、他人へ不快感を与えることなく心掛ける。

2 所持品・貴重品の管理

- ① 教科書・所持品・服装品等には必ず氏名を明記し、自己管理を十分に行いましょう。
- ② 貵重品や多額の金銭を学校に持参しないようにしてください。もし、必要があつて持参した場合は、ロッカーに施錠して管理するか、先生に預けてください。金銭の貸借等はしないでください。
- ③ 学習に不必要的物は持ち込まないでください。(遊具・ゲーム、化粧品、菓子類など)

3 服装容儀基準について

【制服および容儀】

種類	色
上着	二ボタンブレザー
ズボン／スカート	ワンタックシングル／18本ヒダ
シャツ	長袖ボタンダウン／半袖ポロシャツ
セーター	Vネック
ネクタイ／リボン	ワンタッチ

正装時には必ずネクタイ・リボンを着用すること。

次の部分にオリジナルマークあるいは校章を刺繡してあります。

- ・カッターシャツ
- ・スカートの裾部
- ・セーターの左胸

ブレザーについては左右内ポケット部に学校名・氏名を記入するラベルを縫い込んでいます。

【禁止事項】

頭髪	高校生としてふさわしくないものは認めない。変色や加工なども認めない。面接試験・証明写真撮影等に対応できるようにする。
顔	化粧、髭を伸ばすことは認めない。
制服	変形したもの、指定以外のもの（指定服は別記）は認めない。
カバン	カバン以外のもの（ショッピングバック・紙袋など）は認めない。
靴下等	柄物、華美であるものは認めない。
ベルト	就職試験や受験に適したものとし、華美なものは認めない。 スラックスを着用の際には、原則着用する。
靴	サンダル、クロックス等は認めない。
その他	ピアス、ネックレス等の装飾品、マニキュア等爪の加工、カラーコンタクトの使用は認めない。

※ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装飾品等の違反品は学校保管として、必要に応じて保護者に返還します。

※制服について、友人・知人と交換したり、譲り受けたりしてサイズを違えて着用する事は禁止します。

※上記の行為を防ぐために、制服については、入学時購入したもの、その後、生徒課で許可を得て購買で注文したもののみ着用を認めます。その他のものは原則禁止とします。

※制服・シューズ等の購入については生徒指導にて所定の手続きを行い、商品と代金との引き替えとなります。

4 通学のマナーについて

通学に際しては、安全で有意義な学校生活を過ごすためにもお互いに交通道徳、ルールを守りましょう。

具体的には、次の事項を心掛けてください。

① 徒歩通学について

歩道のあるところでは歩道を通行し、特に歩道を指定していない道路では右側を通行し、他人達および交通機関の通行に妨げにならないように注意しましょう。

② 自転車通学について

交通ルールを守り、左側一列通行を遵守し、二人乗り、雨天時の傘差し運転、携帯電話やヘッドフォン等を使用しながらの運転は、絶対にしてはいけません。また、積雪時の自転車の運転は大変危険です。また、令和5年度から自転車に乗るすべての人のヘルメット着用が努力義務となりました。ついては登下校時にはヘルメットを着用すること。雨天時は、必ず雨合羽を着用すること。ヘルメットや雨合羽の管理は個人でしっかりと行うこと。自転車は、学校の指定された場所にきちんと置き、必ず鍵をかけてください。また、防犯登録はもちろん自転車の整備・点検を定期的に確実に行うこと。

③ 列車・バス通学について

待合場所、駅のホーム、車両においての言動は、高校生として恥ずかしくないように留意し、一般の人たちや他の生徒の迷惑にならないようにしましょう。

④ 自家用車・タクシーの利用について

自家用車で登校する時は、通学する生徒の安全確保のため、敷地内に入り指定された場所に駐車をし、乗り降りを行うこと。特別支援学校の送迎車もあるので敷地内では決められた順路で進むこと。乗り降りの際には周囲への注意を十分に行うこと。今年度より、学校前の道路に駐停車しての乗り降りは厳禁とします。また、家族以外の車での登下校は禁止します。登下校時のタクシーの利用についても原則禁止とします。

5 高校生総合保障制度(任意加入)等について

高校生の学校内外での事故が増加している現状に対処するため、県内各高校ではPTA連合会と共に「高校生総合保障制度」の加入を推奨しています。この制度はケガの補償のほか、指定されたICT機器の故障や高校生活における危険などを総合的に保証する制度です。なお、全生徒がPTA会費を用い、賠償責任補償制度（本人のケガ（被害事故）は対象外）に加入しています。

6 携帯電話について

携帯電話は学校での学習活動に直接必要のないものです。校地内では携帯電話の電源を切るとともに使用を禁止します。校外活動日もこれに準じます。

- ① 携帯電話を所持する場合は、必ず「フィルタリング」をかけてください。また、はずさないでください。
- ② 携帯電話を持参した場合は、朝礼時に、ホーム担任に預けてください。
- ③ 特別な事情によりやむを得ず校地内において携帯電話を使用しなければならない場合は、事前にホーム担任等に事情を説明し許可を得てください。その場合は、許可者の監視下で短時間の使用に限定します。
- ④ 校地内での携帯電話の使用を確認した場合は、放課後までホーム担任が保管することとします。また、度重なる場合は、保護者に来校を求めるなど厳しく対処します。

7 アルバイトについて

家庭の経済的な事情等により、アルバイトをやむを得ず希望する場合は、保護者来校の上、生徒・保護者・担任での話し合いの場を持ちます。正当な理由でアルバイトが必要と判断された場合、遵守事項を守ることを条件に、「アルバイト許可願」（保護者記載）を提出して許可を受けてください。

※但し、1年次生のアルバイトについては、高校生活における目的意識および学習状況の定着が判断できる一学期末以降に許可に関する相談を受けつけます。

保護者 → ホーム担任 → 「アルバイト許可願」生徒課提出 → 許可証

【遵守事項】

- ◎原則として生活費の補助が必要な場合のみ許可します。
- ◎定期考査において、赤点が多くなるなど学業成績を低下させないこと。
- ◎基本的な生活習慣を乱さないこと。欠席や遅刻が増加する場合、規定に沿ってアルバイトを中止してもらいます。
- ◎校則違反、問題行動等をおこさないこと。
- ◎居酒屋などアルコール類を扱うを中心とする飲食店の接客業は禁止とします。
- ◎就業時間は、夜8時までとし、休日は7時間45分以内とする。
- ◎定期試験1週間前から試験終了日までは、学業優先のため禁止とします。
- ◎長期休業中は、規則正しい生活を心掛け日常の生活に学習時間を確保すること。
- ◎アルバイト先では常に高校生らしい節度を保ち社会の一員として責任を持って取り組むこと。
- ◎アルバイト先を変更・中止する場合は担任に申し出て手続きをすること。

※遵守事項に違反があった場合は、アルバイトの禁止等を含め、懲戒内規を含む措置を行います。

8 運転免許取得について

P T Aの推進する「三ない運動」の趣旨を徹底する意味において、在学中の原付・自動二輪車の運転免許は取得できません。

自動車免許の取得については、3年次生において実社会への参加準備の一環として、就職・進学先内定後に、ホーム担任と相談の上、次の事項を遵守することを条件に許可をしています。

内定者 → 担任 → 学年主任 → 「自動車学校入校許可願」（生徒課） → 「入校許可証」（生徒課）
--

【遵守事項】

- ◎学校を怠業（欠席・遅刻・早退）しての受講はできません。
- ◎定期試験1週間前から試験終了日までは、学業優先のため教習受講は禁止とします。
- ◎運転免許を取得した場合は、ホーム担任に報告し、取得後は「運転免許証」は卒業まで保護者の管理下に置く。（3月末日まで自動車の運転は禁止とします。）
- ◎宿泊をともなう短期合宿での免許取得は禁止します。

※上記に違反した場合は、本校の懲戒内規に基づいて厳しく対処します。

9 「いしかわS&Pサポート制度」について

生徒の非行防止および犯罪被害の未然防止とその健全育成を目的に、教育委員会と警察との間で「いしかわS&Pサポート制度」が運用されています。もし、万が一、問題行為（補導等）があった場合は、必ず学校（ホーム担任）に連絡してください。

10 特別指導について（懲戒）

次の行為があったときは、学則第23条の指導方針により、懲戒を含む指導措置を行います。

- ① 法律や社会的な規範に反したとき。
- ② 校則に反したとき。
 - ◎服装容儀違反、指導が度重なったとき。
 - ◎示威・暴力行為があつたとき。
 - ◎教師に対する暴言があつたとき。
 - ◎怠学をしたとき。（無断欠席、無断早退等）
 - ◎他人の所有物を不正に使用したり、占有等の行為があつたとき。
 - ◎学校の設備・器具等を故意に破損、破壊したとき。
 - ◎本校が定める自動車・自動二輪車のルールに違反したとき。
 - ◎学校が定めた期間以外に運転免許証を取得したとき。
 - ◎「三ない運動」に違反したとき。
 - ◎定期考査等で不正な行為があつたとき。
 - ◎学校の秩序を乱したり、生徒の本分に反する行為があつたとき。

11 諸届けについて

① 欠席するとき

病気等でやむを得ず欠席しなければならない時は、必ず保護者が学校へ連絡してください。
(できるだけ8:00～8:30までの間にお願いします)

② 遅刻・早退するとき

体調不良等で遅刻・早退の場合は、必ず手続きをしてください。なお、事前に遅刻・早退がわかっている場合は、学校（担任）へ連絡してください。

遅刻者 → 「遅刻届」（生徒課） → 教科担当（授業） → ホーム担任

早退者 → ホーム担任「早退届」（生徒課） → 保健室（身体上の時） → 生徒課

③ 自転車通学するとき

自転車通学希望者は、「自転車通学届け」を提出し所定のステッカーを購入して、自転車の見えるところにしっかりと貼り付けてください。

自転車通学希望者 → 「自転車通学届」（生徒課） → ステッカー購入 → 貼付

④ 外出をするとき

やむを得ない理由（通院等）で、外出をしなければならない場合は、「外出許可願」を生徒課へ提出し許可を受けてください。再登校時は、生徒課で確認を受けてください。

外出者 → ホーム担任「外出許可願」（生徒課） → 許可 → 外出 → 生徒課

⑤ 異装について

やむを得ない理由（怪我等）で異装をする場合は、事前に「異装届」を生徒課へ提出し許可を受けてください。

生徒 → ホーム担任「異装届」（生徒課：保護者捺印） → 生徒課 → 許可

⑥ 学生割引証の交付について（旅行等）【学生証必要】

学生割引は片道100キロを超える場合に、JR運賃が2割引となる制度です。

必要なときは、生徒課に申し出て「学割発行願」を受け取り、事務室に提出してください。

旅行者 → 生徒課「学割発行願」 → ホーム担任 → 生徒課 → 事務室

